

(一八〇九)

一四 文化六年十月 三国街道中山宿の間屋勤め方並び助合村

高書上〔B〕

差上申一札之事

当村之儀者、前々方三国通駅場ニ而、「問屋三人有之、巷ケ月之内日割を以」相勤、登り塚原村迄道法式里、下り者横堀村迄「三里、何れ茂峠を越、御繼立仕候事

一高千百六拾四石三斗式升三勺

御料所

家数百八拾五軒

一同三百五拾式石式斗八升

向井喜八郎

家数五拾九軒

知行所分

一高百八拾石六斗式升三合三勺

本多左金次

家数式拾五軒

知行所分

一高百八拾石六斗式升三合四勺

成瀬次郎吉

家数三拾六軒

知行所分

小以高千八百七拾七石八斗四升七合

家数合三百五軒

右之内

御料・私領入会  
一高五百五拾七石三斗六升九合

本田分

高四百六拾六石六升九合

御料所

内 内式拾壹石三斗

成瀬次郎吉知行所

内高七拾石

本多左金次知行所

同断  
一家数八拾式軒

但 朔日十日迄

問屋 宗兵衛

十八日晦日迄

問屋 徳右衛門

内 旅籠屋三軒

日番合式十三日

年寄 権右衛門

御料・私領入会  
一高式百拾式石八斗五升七合三勺

新田分

内 高百式拾四石八斗

御料所

内 同八拾八石五升七合三勺

向井喜八郎知行所

同断

一家数四拾九軒 但十一日より十七日迄 作右衛門

御本陣ごほんじん 兼帯けんたい 問屋名主

内 旅籠四軒

日割番七日

年寄 藤 八

右之通り、日割を以相勤、格別大通りおおとほ」之節者、日割番人馬じんばニ而不足よそく之処、惣高割之そうたかわり」振合よりあいを以、前々よりより御料・私領いったい一躰ひとニ而、人馬じんば」差出さしだし、此外隣郷七ヶ村助合御座候、此度このたび」御尋ニ付奉かきあげたてまつりニ書上しよじやう候処、相違無さういごぎなく御座候、仍而よつて」如くレ件くだんのごとし

右隣村助合高

一高九百四拾壹石

同州群馬郡尻高村

高三百拾壹石(三カ)

向井喜八郎知行所

内 同三百拾四石

成瀬次郎吉知行所

同三百拾四石

本多左金次知行所

合九百四拾壹石

同州我妻郡

一高四百八石

保科主税知行所大塚村

同州利根郡今井村

一同七拾石

御代官吉川栄左衛門御支配所

同州利根郡

一高八百拾壹石

土岐山城守領分

上川田村

同州同郡

一同千百八拾壹石

御代官吉川栄左衛門御支配所

下川田村

同州同郡

一同五百七拾三石

土岐山城守領分

屋形原村

同州同郡

一同百八拾石

同御領分

岩本村

小以高四千百六拾四石

古橋隼人御代官所

上州群馬郡中山村

文化六年巳十月

本田問屋

宗 兵衛印

同所問屋

徳右衛門印

代幸左衛門

新田問屋名主兼帯

作右衛門

(後略)